様式 5

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24 年 9 月 18 日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名[1]			
日本出版販売株式会社　上士幌CO2吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	日本出版販売株式会社 印		
住所	東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地		
代表者氏名	古屋　文明	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	松本　謙	担当者 所属部署・役職	総務部総務課 課員
担当者 E-mail	Matsumoto_k2@nippan.co.jp	担当者電話番号	03-3233-4838
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	有限会社八巻木材店		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	日本出版販売株式会社(ニホンシュッパンハンバイカブシキガイシャ)		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	SGS ジャパン株式会社		

[1] プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「○○県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要[2]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 木材由来の紙を使用する出版物を取り扱う当社が、自社所有する森林において自主的な CO2 吸収事業を進める事によって業界全体の低炭素化を促し、所有林の木材資源の有効活用のみならず、生物多様性保全、土壌流出抑止など公益的機能の増進に寄与する事を目的としています。本プロジェクトの内容は、当社所有森林において、間伐を実施し、CO2 の吸収量を増大させることです。 【適格性基準との整合性】 方法論No. R001 ver.6.1 に示されている適格性基準の条件1～3を満たしている。 【法令遵守状況】 森林施業については認定を受けた森林施業計画書に従って実行しており、伐採箇所や間伐率もこれに従っている。計画に変更が生じた場合は森林施業計画書の変更を行い、認定を受けている。また、伐採届の提出も行っている。 【採用技術】

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	内容	管理者	所有形態
GXR2700ISX	㈱ソキア	7 年	平成 19 年 6 月	面積測定器 (GPS)	(有)ギャクシ測量	自社所有
SRX	㈱ソキア	7 年	平成 20 年 9 月	面積測定器 リモートキャッチャー一式	(有)ギャクシ測量	自社所有
バーテックス	ハグロフ社	7 年	不明	樹高測定器	(有)八巻木材店	自社所有
活約目盛付輪尺	HISANAGA	10 年	平成 14 年	胸高直径測定器	(有)八巻木材店	自社所有

【モニタリング方法】

オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)(Ver4.2)に従って行う。また、上記ガイドラインに従って作成したモニタリング手順書を用いる。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG の算定は方法論No. R001 ver.6.1 に示されている GHG 算定式に従っている。

【モニタリング体制】

モニタリングにおける現地調査は(有)八巻木材店が行い、吸収量の算定等は日本出版販売㈱総務部総務課において実施、吸収量算定責任者(総務部長)が報告を受け承認するという形をとる。また、内部監査を配置してモニタリングが適切に行われているかをチェックする。

[2] プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

	【QA / QC 体制】 (1) 教育・訓練 当社総務部総務課がモニタリング実施者に対しモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明を行う。教育訓練については、教育訓練記録を作成し、平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。 (2) 情報の保管 当社総務部総務課で行い、純吸収量を算定するために使用した全てのデータを文書化し、平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。 (3) データの確認 入力・算出したデータのチェックは、当社総務部総務課にて行い、野外調査帳から算定ファイルへの入力時のモニタリング担当者による自己チェックのみでなく、吸収量算定確認者の全数チェックを行う。また内部監査としてサンプリングチェックを実施することにより、入力ミスの低減を図る。 (4) 内部監査 構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取る。 (5)測定機器の維持管理 測定機器は、モニタリング担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については定期的にキャリブレーションを行うと共に、計測時に点検を行う。点検は目視により誤差のない事を確認する。キャリブレーションは取扱説明書による。 (6)手順書の作成 モニタリングの QA/QC のため、一連のプロセスについて、当社総務部総務課担当者が手順書の作成を行う。

プロジェクト実施場所	（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。） 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-1 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-2 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-9 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-10 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-18 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-19 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-20 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-23 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-44 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 67-46 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 121-2 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 121-3 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 121-4 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 121-5 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 122-1 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 122-2 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 123-1 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 123-2 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更 123-3 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西五線 290 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西五線 294 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 283 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 285 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 288-1 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 289 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 293 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 294 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 343 北海道 河東郡 上士幌町 字上音更西六線 344-2						
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	104. 29 ha						
プロジェクト期間	2008 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日(5年 0ヶ月)						
クレジット期間	2010 年 4 月 1 日 ～ 2013 年 3 月 31 日						
プロジェクト計画開始届提出日	2012 年 9 月 18 日						
妥当性確認終了日	2012 年 9 月 18 日						
想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計[3]
	t-CO2			430	385	550	1,365
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) ver. 4.2						
適用方法論	方法論番号	001 ver. 6.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							

[3] 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	（プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要）	印
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ■ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。	

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

■ホームページ

ホームページ URL: http://www.nippan.co.jp/

■出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:

□ その他

具体的に:

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以 上